

令和2年第13回農業委員会総会議事録

1 開 会 日 時 令和2年12月25日（金）午後2時25分

2 閉 会 日 時 令和2年12月25日（金）午後3時12分

3 場 所 小国町役場 4階 大会議室

4 出席した委員	1 番	山 口	満	5 番	大 谷	健 人
	2 番	舟 山	孝 夫	6 番	安 部	茂
	3 番	舟 山	秋 子	7 番	横 山	信 一
	4 番	小 嶋	剛			

5 出席した職員

事務局長	磯 部 俊 二
事務局次長	渡 邊 久 光
農地調整係長	羽 田 伸 美
書 記	大 谷 虎 之 介

6 付 議 案 件

議第 27 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可決定について
(賃貸借権設定)

議第 28 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可決定について
(所有権移転)

議第 29 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について
(賃貸借権設定)

議第 30 号 非農地証明願に対する決定について

議第 31 号 農地利用集積計画の決定について

そ の 他 農地法第 3 条第 1 項の許可を要しない権利取得の届出の受理について

議 長 本日の出席委員は7名です。全員出席しておりますので、本日の会議は成立いたします。ただいまから令和2年第13回小国町農業委員会総会を開会いたします。

議 長 日程は、配布のとおりでございます。
会期は本日1日限りとしたいと思いますが、異議ございませんか。

(異議無しの声)

議 長 異議無いようでございますので、会期は本日1日限りといたします。
それでは日程に従い進めさせていただきます。

議 長 本日の議事録署名委員は、1番委員、2番委員の両名におねがいたします。

議 長 それでは、議第27号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について」を上程します。議第27号 番号1の案件について、事務局に説明を求めます。

事務局 (説明)

議 長 調査委員に調査を依頼しておりますので、調査委員から報告をお願いします。

5番委員 雪が降っているため現地確認は無理でしたが、見たことのある土地であり、地図と照らし合わせて確認をしてきました。この土地に関しては、今まで相対で貸し借りをしていた土地だったが、農業委員会を通して借りたいということと、春に別の人の土地を■■■さんが購入したということもあって、この分も含めて農業委員会を通して契約をしたいということでした。この件に関して、周りの土地に及ぼす影響もないですし、なんの問題もないと判断いたしました。

議 長 質問がありましたら、発言をお願いいたします。ございませんか。

議 長 無いようでございますので、採決いたします。議第27号 番号1について、申請どおり許可することに異議無い方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 異議無いようでございますので、議第27号 番号1について、申請どおり許

可することにいたします。

議 長 次に、議第27号 番号2の案件について、事務局に説明を求めます。

事 務 局 (説明)

議 長 調査委員に調査を依頼しておりますので、調査委員から報告をお願いします。

1 番委員 今回雪のため電話で確認しました。■■■さんと■■■さんから話を伺ってきました。今までは■■■さんが作っており、契約内容が相対であり、親戚であったため曖昧でしていたが、書類整理をしたいということで申し込んだということでした。この一帯は、■■■さんの土地が集中してありますので、基本要件全て満たされており問題なしと判断してきました。賃料について少し高いので、周りの地区の案件を参考するようにと提案してきました。1年契約については、これまでの契約内容を色々見直しして、経営者の変わる可能性もあるので、近い将来の本契約に向けてとりあえず1年にさせていただいたということでした。

議 長 質問がありましたら、発言をお願いいたします。

議 長 無いようでございますので、採決いたします。議第27号 番号2について、申請どおり許可することに異議無い方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 異議無いようでございますので、議第27号 番号2について、申請どおり許可することにいたします。

議 長 次に、議第28号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について」を上程します。議第28号 番号1の案件について、事務局に説明を求めます。

事 務 局 (説明)

議 長 調査委員に調査を依頼しておりますので、調査委員から報告をお願いします。

2 番委員 12月24日午前7時から、譲渡人の■■■さんと譲受人の■■■さんに立ち会いを求めて状況の聴取と現地確認をして参りました。現地を確認したとこ

ろ、772番は今までも■■■さんが借地として牧草を耕作しており、今後も継続の予定であった。もう1筆の方は、耕作放棄地の状態であるが今後■■■さんが牧草として耕作していきたいということでした。よって、今までどおり借地で■■■さんがされていたのを、売買して耕作予定であるということでした。

議 長 質問がありましたら、発言をお願いいたします。

議 長 無いようでございますので、採決いたします。議第28号 番号1について、申請どおり許可することに異議無い方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 異議無いようでございますので、議第28号 番号1について、申請どおり許可することにいたします。

議 長 次に、議第28号 番号2の案件について、事務局に説明を求めます。

事務局 (説明)

議 長 調査委員に調査を依頼しておりますので、調査委員から報告をお願いします。

2番委員 譲渡人の■■■さんは、現在70歳を超えており、現在仙台市で働いているため立ち会い不可ということでした。12月22日午後8時に本人に今回の状況の調書を取りました。■■■さんとは親戚関係である。また、今回の申請地については、所有権を移転して譲渡することについて問題はないとのことでした。24日の午前7時から今市の■■■さんに立ち会いをお願いして現場を確認してきました。4筆については、雪の上ですが現場確認をしておりますが、他2筆は今市地区の山の中であるため現状は確認しておりませんが、■■■さんの依頼により一括でということであったため、まとめておこなった。山の中の土地以外のものは、現在も■■■さんが借地として耕作をしているということでした。他2筆については、今後牧草地として耕作予定であるということでした。■■■さんも経営状況にあつては、今回の所有権の移転によって20ha余りとなりますが、農業従事者にあつては、■■■さんは会社員であります。兄弟2人が農業に従事しているため、耕作可能であると判断し問題ないがないと判断しました。

議 長 質問がありましたら、発言をお願いいたします。

議 長 無いようでございますので、採決いたします。議第 28 号 番号 2 について、申請どおり許可することに異議無い方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 異議無いようでございますので、議第 28 号 番号 2 について、申請どおり許可することにいたします。

議 長 次に、議第 29 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について」を上程します。事務局に説明を求めます。

事 務 局 (説明)

議 長 調査委員に調査を依頼しておりますので、調査委員から報告をお願いします。

6 番委員 23 日 5 時半からしましたが、雪のため現地が見えないということと場所についても図面を見てわかっておりましたので、現地立ち会いでは行いませんでした。■■■さんの方は会長の方と電話で確認させていただきまして、調査を行いました。塚原推進委員と■■■さんと交えて 3 人で聞きましたが、場所については、長沢の墓地と荒川の間になります。申請地のところは、昨年までは耕作しておりましたが、今年は歳や機械の不良で耕作していませんでした。申請地は、1 筆ですけど、田んぼとしては 2 枚となっております。申請地の横は、耕作されております。耕作されているところもありますが、どこから出入りしますかとお聞きしたところ、申請地の住宅側から出入りするということで今耕作している田んぼに問題はないと思いました。砂利採取後は田んぼに戻すということでしたので、今回は問題ないと判断しました。

議 長 質問がありましたら、発言をお願いいたします。

議 長 無いようでございますので、採決いたします。議第 29 号について、原案どおり決定することに異議無い方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 異議無いようでございますので、議第 29 号について、原案どおり決定することにいたします。

議 長 次に、議第30号「非農地証明願に対する決定について」を上程します。それでは、議第30号 番号1について事務局に説明を求めます。

事 務 局 (説明)

議 長 調査委員に調査を依頼しておりますので、調査委員から報告をお願いします。

5 番委員 以前に確認しているところでもあり、雪のため確認ができないため写真等での確認となっております。所有者の■■■さんは電話で確認して間違いないということでした。写真などで見ても斜面ということで、農地としては使えないということで非農地が妥当なのではないかと調査して参りました。

議 長 質問がありましたら、発言をお願いいたします。

議 長 無いようでございますので、採決いたします。議第30号 番号1について、申請どおり非農地と決定することに異議無い方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 異議無いようでございますので、議第30号 番号1について、申請どおり非農地と決定することにいたします。

議 長 次に、議第30号 番号2について事務局に説明を求めます。

事 務 局 (説明)

議 長 調査委員に調査を依頼しておりますので、調査委員から報告をお願いします。

2 番委員 12月24日午後5時から申請人の■■■さんと調査委員として大谷委員、舟山委員、塚原推進委員で立ち会い確認を行ってきました。調査の結果、現状は小屋が建っており、転用の事実から50年以上が経過しており、土地の大部分に建物が建設されて、コンクリート舗装されており、復元は困難であり農地行政上特に支障がないと認められました。非農地判断が妥当だと思います。

議 長 質問がありましたら、発言をお願いいたします。

議 長 無いようでございますので、採決いたします。議第30号 番号2について、申請どおり非農地と決定することに異議無い方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 異議無いようでございますので、議第 30 号 番号 2 について、申請どおり非農地と決定することにいたします。

議 長 次に、議第 31 号「農用地利用集積計画の決定について」を上程します。それでは、議第 31 号について事務局に説明を求めます。

事 務 局 (説明)

議 長 議第 31 号について、質問、意見等がございましたら発言をお願いいたします。ございませんか。

議 長 無いようでございますので、採決いたします。議第 31 号について、原案どおり異議無い方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 異議無いようでございますので、議第 31 号について、原案どおり決定することにいたします。

議 長 次に、その他「農地法第 3 条第 1 項の許可を要しない権利取得の届出の受理について」を上程します。事務局に報告を求めます。

事 務 局 (報告)

議 長 本日の議案は以上でございます。以上をもちまして第 13 回小国町農業委員会総会の全日程を終了いたします。大変ご苦勞様でした。

(午後 3 時 12 分)

以上、会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため署名する。

令和2年12月25日

議 長

署名委員

署名委員